

計画平面図(案)

別紙

■設計と条件

- ・基本設計の対象範囲は敷地全体[青色点線枠内]とする
- ・実施設計の対象範囲は屋内施設及び外構[水色点線枠内](3,900㎡)とする
- ・配置計画等を変更する必要がある場合は、土木基本設計の修正設計を令和8年1月末までに完了し、成果品を提出すること
- ・出入口(丸枠内)の位置は変更不可
 - ※メイン出入口は西側とし、加速の付加車線が無いため東側から大型車が出ることは想定していない
- ・土地改良区管理用道路の位置は変更不可
- ・イベントステージではなく、半屋外イベントステージの設置を検討すること(実施要項3.(3).2)に記載のとおり)

